

# 優秀論文賞 規程

初版；2020年8月23日作成

- 1、 「医療検査と自動化」では、年間のもっとも優れた掲載論文への表彰として優秀論文賞を設け、表彰規程を次の通り定める。
- 2、 優秀論文賞は、「医療検査と自動化」に掲載された原著、技術及び症例の論文のなかで特に優秀な内容と評価された論文の筆頭著者に授与するものである。
- 3、 優秀論文賞は、表彰状、「医療検査と自動化」への掲載及び副賞（記念品（金一封））よりなる。これらは、日本医療検査科学会より授与される。
- 4、 優秀論文賞は、日本医療検査科学会総会において授与される。受賞者の名前と所属は「医療検査と自動化」1号の巻頭に掲載する。また、日本医療検査科学会のホームページにも同様に掲載する。
- 5、 優秀論文賞は、下記の要領により、原則として毎年2件選考される。
  - ① 審査の対象となる論文は、表彰の前年1年間の掲載論文とする。
  - ② 受賞者は、編集委員の審査において選考され、優秀論文賞規定附則1に基づき、理事長、編集委員長、編集委員長が推薦する若干名により構成される優秀論文賞選考委員会にて決定される。
  - ③ 優秀論文賞の授与に関する運営事務は、日本医療検査科学会の事務局が担当する。
  - ④ この規定を改定する場合は、日本医療検査科学会理事会の決議を経なければならない。

附則 1、選考委員会は、論文の内容を総合的に判定し、最も優れた論文の筆頭著者として原則 2 名を決定する。最も優れた論文の筆頭著者として甲乙付けがたい場合には 3 名まで決定する。